

米子市監査委員告示第9号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月13日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

(1) 収税課

(2) 都市整備課

3 監査対象の概要

(1) 収税課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 市税及び県民税の徴収に関すること。

イ 納税貯蓄組合に関すること。

ウ 納税証明に関すること。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年8月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) 都市整備課の課、担当及び室の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 街路事業に関すること。

イ 公園緑地事業に関すること。

ウ 河川及び橋りょうに関すること（建設企画課又は道路整備課の所掌に属する事項を除く。）。

エ 米子駅周辺の開発整備に関すること。

オ 都市公園及び緑地の管理に関すること。

カ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）の規定に基づく事務に関すること。

キ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）で定めるところにより市が処理することとされた自然公園法（昭和32年法律第161号）及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）並びに県事務処理特例条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）の規定に基づく事務に関すること。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年8月末日現在）は、別表2のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

（1）監査の範囲

主として令和3年4月1日から同年8月末日までに執行された財務に関する事務

（2）監査の期日

令和3年10月27日

（3）監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

（4）監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する

事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 収税課

ア 予算の執行と経理事務

- (ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。
- (イ) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。
- (ウ) 収入に関する事務については、適正に処理されていた。
- (エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (カ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ク) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ケ) 償還金、利子及び割引料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (コ) 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (サ) 釣銭資金の管理に関する事務については、適正に処理されていた。
また、釣銭資金は、施錠することができる場所に保管されていた。
- (シ) 特殊勤務手当に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ス) 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

- (ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。
- (イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。
また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

(2) 都市整備課

ア 予算の執行と経理事務

- (ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。
- (イ) 旅行に関する事務については、出張復命書を作成していないものがあつたので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- (ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。
 - a 国庫支出金においては、適正に処理されていた。
 - b 県支出金においては、適正に処理されていた。
 - c 財産収入においては、調定をしていないものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (カ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ク) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ケ) 公有財産購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (コ) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (サ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (シ) 補償、補てん及び賠償金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- (ス) 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。

イ 公有財産の管理事務

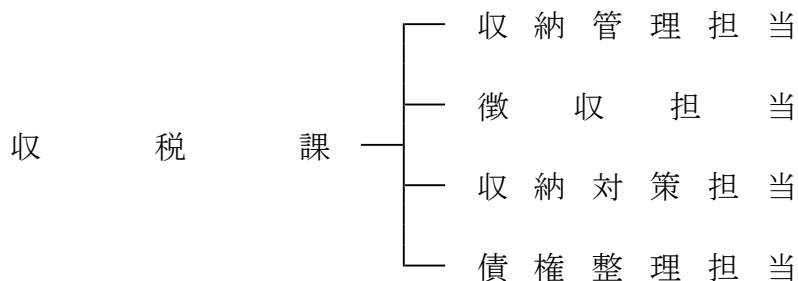
公有財産の整備に関する事務については、都市整備課の都市公園台帳及び緑地台帳と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、符合しないものがあったので、今後、適正に処理すること。

ウ 物品の管理事務

- (ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿を備えていなかったため、米子市物品管理規則の規定に基

づき、今後、適正に処理すること。

別図1 組織図（収税課）



別表1（収税課）

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年8月末日現在）

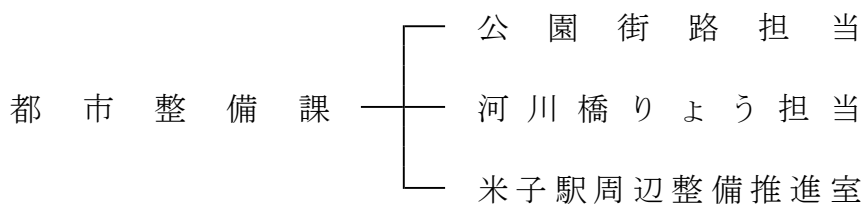
歳入 (単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
個人市民税	6,920,242,000	7,414,167,041	2,792,119,613	4,622,047,428	40.3	37.7
法人市民税	1,209,062,000	817,431,790	761,173,040	56,258,750	63.0	93.1
固定資産税	6,012,903,000	8,304,174,495	5,541,769,564	2,762,404,931	92.2	66.7
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	43,504,000	43,803,400	43,803,400	0	100.7	100.0
軽自動車税	452,560,000	481,894,659	461,869,775	20,024,884	102.1	95.8
軽自動車税 環境性能割	18,292,000	9,450,200	9,450,200	0	51.7	100.0
市たばこ税	998,330,000	421,034,106	420,948,920	85,186	42.2	100.0
入湯税	42,566,000	12,873,150	12,873,150	0	30.2	100.0
総務手数料	3,411,000	996,443	994,343	2,100	29.2	99.8
総務費県負担金	234,892,000	0	0	0	0.0	-
延滞金	20,000,000	8,108,701	8,108,701	0	40.5	100.0
滞納処分費	1,102,000	400	400	0	0.0	100.0
雑入	300,000	280	80	200	0.0	28.6
合計	15,957,164,000	17,513,934,665	10,053,111,186	7,460,823,479	63.0	57.4

歳出 (単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
税務総務費	545,527,000	232,081,431	231,297,831	314,229,169	42.4	99.7
徴収費	32,783,000	22,322,921	11,783,456	20,999,544	35.9	52.8
合計	578,310,000	254,404,352	243,081,287	335,228,713	42.0	95.5

別図2 組織図（都市整備課）



別表2（都市整備課）

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年8月末日現在）

歳入 (単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
土木費国庫補助金	1,582,332,653	963,379,653	0	963,379,653	0.0	0.0
土木費県補助金	55,980,000	5,593,000	0	5,593,000	0.0	0.0
財産貸付収入	485,000	0	0	0	0.0	-
利子及び配当金	1,000	0	0	0	0.0	-
基金繰入金	250,000	0	0	0	0.0	-
雑入	500,000	0	0	0	0.0	-
土木債	1,813,400,000	0	0	0	0.0	-
合計	3,452,948,653	968,972,653	0	968,972,653	0.0	0.0

※繰越額を含む。

歳出 (単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
財政管理費	42,672,000	0	0	42,672,000	0.0	-
道路橋りょう総務費	142,320,990	43,762,714	43,593,314	98,727,676	30.6	99.6
道路維持費	340,661,300	110,357,145	42,424,400	298,236,900	12.5	38.4
市町村道整備事業費	90,125,705	58,749,265	0	90,125,705	0.0	0.0
排水路総務費	66,680,000	27,527,763	27,527,763	39,152,237	41.3	100.0
排水路新設改良費	427,852,550	219,245,783	41,632,347	386,220,203	9.7	19.0
都市計画総務費	2,279,628,528	562,662,310	8,782,310	2,270,846,218	0.4	1.6
公園費	271,651,000	196,048,103	82,338,355	189,312,645	30.3	42.0
街路事業費	101,736,791	0	0	101,736,791	0.0	-
公園事業費	137,304,000	1,034,000	0	137,304,000	0.0	0.0
合計	3,900,632,864	1,219,387,083	246,298,489	3,654,334,375	6.3	20.2

※繰越額を含む。